

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第59回）議事概要

1 日時 令和3年10月6日（水）10：30～11：25

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
泉本 小夜子、大橋 弘、熊谷 亮丸、高橋 利枝（以上7名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁（以上1名）

（3）総務省

<総合通信基盤局>

林 弘郷（総務課長）

・電気通信事業部

北林 大昌（電気通信事業部長）

木村 公彦（事業政策課長）、

古賀 康之（電気通信技術システム課長）、

鈴木 厚志（電気通信技術システム課 番号企画室長）、

藤原 史隆（電気通信技術システム課 番号企画室 課長補佐）

（4）事務局

成田 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）議決案件

- ① 「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」について【令和3年5月19日付け諮問第1232号】

開 会

○森川部会長　それでは、皆様、おはようございます。

ただいまから情報通信審議会第59回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日はウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現時点で委員8名中7名が出席して、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をお知らせいただいた後に御発言をお願いできればと思います。

あと、本日の会議の傍聴人につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

議決案件

①「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和3年5月19日付け諮問第1232号】

○森川部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めていきたいと思えます。

本日の議題は、お手元の議事次第でございますとおり、議決案件が1件でございます。こちらについての審議をさせていただきます。

諮問第1232号「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」について、電気通信番号政策委員会、相田専門委員及び電気通信番号政策委員会事務局から、御説明をお願いできればと思います。

それでは、相田先生、お願いいたします。

○相田専門委員　電気通信番号政策委員会の主査を務めています相田でございます。

それでは、「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」につきまして、電気通信番号政策委員会における検討結果を御報告させていただきます。

本年5月19日の総務大臣からの諮問を受け、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方

等及び固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方につきまして、それぞれの電気通信番号のニーズや課題等を整理しながら検討を重ねてまいりました。番号政策委員会における検討の経緯につきましては、お手元の資料59-1-1の最後のページ、資料4として記載してございますけれども、まず、5月26日に事務局からの説明を踏まえ、自由討議を行いました。その後、2回の関係者ヒアリングを実施いたしました。具体的には、6月9日にMNO、MVNO等からMVNOへの番号指定の必要性や影響、音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件につきましてヒアリングを行いました。

また、6月24日には業界団体、電気通信事業者各社から、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の現状、不適正利用を踏まえた今後の制度運用の在り方等についてヒアリングを行いました。

これらを受けまして、8月20日と9月10日に論点整理を行いまして、9月29日に報告書（案）を審議し、お手元にごございます資料59-1-1のとおり、電気通信番号政策委員会としての報告を取りまとめてございます。

具体的な報告書の内容でございますけれども、資料59-1-1の表紙をめくって次のページ、目次に記載してございますけれども、まず、第1章、はじめににおきまして、今般の検討の経緯、検討の対象について記載してございます。

続いて、第2章は音声伝送携帯電話番号の指定の在り方についてということで、現状、音声伝送携帯電話番号、070から090ですね、これにつきましては携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることが条件とされておりますので、MNOのみが指定を受けることができる、MVNOは自ら番号の指定を受けることはできないということで、MVNOはMNOから卸提供を受けていることになっておりますけれども、MVNOから番号の指定を自ら受けたいという要望が出てございます。

また、現状では主としてデータ伝送役務を提供しております地域BWA事業者からも、音声伝送役務を提供する。したがって、それに用いる音声伝送の携帯電話番号の指定を受けたいという御要望を伺っております。

今後のモバイル市場において、多様なサービスを創出し、利用者利益を向上していくために、これらの要望を踏まえて、MNOとMVNO、あるいは地域BWA事業者といったもの間の公正競争を一層促進していくことが重要ということで、こうした観点から、MVNO等に番号を指定する場合における基地局免許に代わる条件や緊急通報の確保の在り方について検討してまいりました。

続きまして、第3章は固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方についてということで、この電話転送役務の在り方につきましては、平成30年に固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方ということで審議されまして、令和元年5月に、現在の電気通信番号制度が開始された中で実現されておりますけれども、それから約2年半が経過する中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や社会全体のデジタル化の促進などを背景として、テレワークが一層普及しているということで、こういった電話転送役務の重要性も従来に増して高まっているということが認識されてございます。

今後このような状況は続くものと考えられることから、利用者の拠点確認や転送時の品質確認など、電話転送役務における固定電話番号の使用に関する条件について、改めて検討を行ってまいりました。

ただ、一方、こういった電話転送役務が昨今、特殊詐欺ですとか悪質商法等のツールになっているということが指摘されてございます。こうした不適正利用を防止する観点から、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供に関して、本来必要である本人確認や拠点確認が適切に行われていない可能性があるということに関して、そういうことが主に二次卸、三次卸ですとか、正式な卸の手続ではなく、利用者約款で電気通信番号を取得した者がそういったサービスを行っているということがあるのではないかということで、あと、電話転送役務などを提供するバーチャルオフィス運営者などにつきましても、制度を厳格に運用することについて検討いたしました。

このようなことで、電気通信番号政策委員会としての考え方を整理したところでございますけれども、本報告書の詳細につきましては、事務局から説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木番号企画室長　番号企画室長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、御説明を続けたいと思います。

まず、報告書の1ページをお開きいただければと思います。第1章、はじめにとございますが、これは当省の諮問書を基本として作成しておりますし、後ほど説明の中でも要素は触れていきたいと思っておりますので、説明は省略させていただきます。

2ページをお開きいただければと思います。第2章、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等について、1. 基本的な考え方、1.1 携帯電話の音声サービスを巡る現状と今後の動向、(1) 背景でございます。本報告書(案)につきましては、全体としてアン

ダーラインを引いているかと思いますが、本日は基本的にアンダーラインのところを読み上げる形で御説明していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初の段落と次の段落で、携帯電話が社会・経済活動の基盤であること、そして、携帯電話サービスの提供者、事業者数などを記述しております。

3段落目、総務省において、モバイル市場における公正な競争環境を整備するための取組を進めてきていること、などを記述しているところでございます。

そうした中で電気通信番号制度におきましては、MNOは総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を自ら受けることによって、携帯電話の音声サービスを提供している一方、MVNOはMNOから同番号の卸提供を受ける形で、同サービスを提供している状況でございます。

現状、同番号の指定を受けるためには一定の条件がございまして、MVNOは自ら同番号の指定を受けることが事実上できない制度となっております。モバイル通信市場において、MNOとMVNO間の競争が進む中、一部のMVNOから音声伝送携帯電話番号の指定を自ら受けたいという要望が寄せられております。

また、BWAの音声利用につきまして、総務省が開催しました「デジタル変革時代の電波政策懇談会」において、3ページに参ります、音声利用も認める方向で検討することを促しております。こうした電波政策の動向を受けまして、地域BWAを提供するCATV事業者からも、音声伝送携帯電話番号の指定を自ら受けて音声サービスを提供したいとの要望も寄せられております。このようなモバイル市場における環境の変化、MVNO等からの要望などを踏まえつつ、音声伝送携帯電話番号に係る電気通信番号制度の在り方について検討することが必要であると背景を整理しております。

その下、(2)、音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件でございます。図表1にありますとおり、5つの条件がございます。上の2つは番号の使用の条件、緊急通報、番号ポータビリティです。その下の3つの条件、基地局の免許等、携帯電話の基地局の免許を受けていること、そして、技術基準への適合、他事業者との接続、この3つが自ら指定を受ける場合に必要ということでございます。

その下、1.2音声伝送携帯電話番号の指定に関する検討事項ということで、4ページをお開きいただければと思います。以下、5つの事項について整理しております。

まず1点目、音声伝送携帯電話番号の指定の可否、②番、同番号の指定の条件、③番、同番号の指定の単位、④番が060番号の音声伝送携帯電話番号への開放時期、⑤番、

その他ということで、関連する事項について整理を行っております。

では早速、その下、2. MVNO等への音声伝送携帯電話番号の指定の可否ということで、御説明申し上げます。

2.1 現状・課題でございますけれども、こちらは基本的な考え方のところの説明させていただきました。重複する部分がございますので、説明は省略いたします。

5ページをお開きいただければと思います。「他方」ということで、音声伝送携帯電話番号のMVNOへの指定に関しまして、諸外国の状況を見ますと、これが制度的に可能となっている国も見られております。このため、携帯電話市場における競争の促進、利用者利便の一層の向上を図る観点から、少し飛びますが、諸外国の状況等を踏まえて、今後もその指定の対象をMNOに限定し続けることの合理性について検討する必要があると課題を整理しております。

2.2 主な意見でございますが、こちらは時間の都合上、説明を省略させていただきます。

その下、2.3 方向性（考え方）です。1パラ目、我が国におきましては、現状、MNOにのみ同番号を指定することを想定して、同番号の指定条件が設定されているといえます。他方、諸外国におきましては、イギリス、フランス、ドイツ、韓国において、MVNOも同番号の指定を受けることが制度的に可能となっております。

6ページをお開きいただければと思います。このように諸外国において、MVNOも番号指定を受けることが可能な国も一定程度存在し、我が国においてもMVNO等からの要望があり、MNOと同等のサービスを提供できることが見込まれる場合、携帯電話に係る基地局の免許等の要件を今後も維持し続ける積極的理由に乏しいと考えられます。

また、関係者ヒアリングにおいて、基本的な音声伝送役務に加えまして、MNOが行っていない新たなサービスを提供すること等によって、利用者ニーズに応えつつ、市場の活性化、国際競争力の強化等に寄与していくことが示されておきまして、これを促進していくことが電気通信の健全な発達に資すると考えられます。

加えて、今般の検討におきましては、MNO等からは反対する意見は見られておりません。

以上を踏まえますと、MVNOに対しても、一定の要件の下、音声伝送携帯電話番号の指定を行うことに支障はないと考えられ、これを基本として電気通信番号制度その他の関連制度の見直しを行うことが適当であると整理しております。

その下、3. MVNO等への音声伝送携帯電話番号の指定の条件でございます。

3.1 現状・課題、まず、この(1)から(3)にありますとおり、これが指定の条件でございますので、番号の指定を受ける場合には、この条件を満たすことが求められます。

また、次のページ、上から(4)番、(5)番は番号の使用の条件でございます。この5つの条件の適用の関係につきまして、MVNOにおいてどのような対応が求められるかなどについて検討する必要があるとしております。

おめくりいただきまして、9ページをお開きいただければと思います。3.4 方向性(考え方)ということで、1パラ目におきましては、条件適用に関するMNO、MVNOの全体的なスタンスを掲載しているところでございます。

1行目の後段からですが、関係者ヒアリングにおいて、MNOからは携帯電話の基地局に係る免許等の条件を除き、MNOと同等であるべきとの意見が示されており、MVNO等からも、基地局の免許等の条件を除き、現行の条件を満たすように関連設備を構築していくことが示されているところでございます。

以下、条件ごとにMVNO等に対する適用の可否や、求められる対応等を整理してございます。

(1)、携帯電話に係る基地局の免許等に関する条件でございます。

まず、1パラ目にありますとおり、携帯電話の基地局に係る免許等の条件をMVNO等に適用することはできません。他方で、MVNOにおいても、利用者に浸透している携帯電話の音声伝送役務の特性・機能を確保し、適切に当該役務を提供することを担保する必要があります。この点、ヒアリングにおきましては、MNOからは、携帯電話の音声伝送役務に係る設備の設置を新たに条件としていくべきとの指摘がありまして、MVNOからも関連設備の構築を行っていくことが示されているところでございます。

以上を踏まえますと、MVNOに対して、携帯電話に係る基地局の免許等に代わる条件として、少なくとも以下の条件を新たに設け、これらを適用することが適当であるとしております。3点ございます。

まず、イ、音声呼の制御に必要な設備を設置すること。ロ、加入者情報の管理・認証に必要な設備を設置するとともに、IMS Iの指定を受けること。

おめくりいただきまして、ハ、MNOが提供エリアとする全国での発着信が可能となるようホストMNOとの連携を行うこと。

なお、BWA事業者が自網を利用して音声伝送役務を提供する場合には、今後のBWAに係る規律の検討も踏まえて適切な条件を定めることが適当であるとしております。

(2)、技術基準への適合に関する条件です。MNOは、携帯電話の音声伝送役務を提供する電気通信設備について、電気通信事業法において定められた技術基準に適合するように維持しなければならないとされております。MVNO等がMNOと同等の携帯電話の音声伝送役務を提供するためには、MVNO等の音声伝送役務を提供するための電気通信設備についても、MNOと同等の技術基準に適合することが求められ、現行の技術基準と同等の条件を適用することが適当としております。なお、MVNO等に対して、どのように制度的にこれを担保していくべきか、今後検討していく必要があるとしております。

(3)、他事業者との接続に関する条件です。携帯電話サービスは、一定の地域での利用に限定されることなく、携帯電話相互間、携帯電話と固定電話の相互間での通信が可能となっており、これを確保することが求められます。このため、固定電話番号または音声伝送携帯電話番号のいずれかの指定を受けた電気通信事業者との間での通話を可能とすること等を求める現行の基準を適用することが適当であるとしております。

(4)、緊急通報の確保に関する条件です。緊急通報の確保に関する条件（利用者が緊急通報を行うことが可能であること）につきましては、番号の「指定」の条件ではなく、番号の「使用」の条件でありますことから、引き続き、番号を使用する全ての電気通信事業者に現行の条件を適用することが基本と考えられます。

他方で、緊急通報の確保の方法につきましては、MNOからは、MVNOも音声伝送携帯電話番号の指定を受ける以上、MNOとのイコールフットィング確保等の観点から、自ら緊急通報受理機関との接続を行うことによって、11ページに参ります、緊急通報を提供すべきとの意見がございます。このため、こうした意見に対する考え方を整理する必要がありますとしております。

まず、MVNO等からは、提供エリア内の全部または一部の緊急通報受理機関との接続を行うとする意見がある一方、実施困難性が高いとの意見もございます。このため、全国の緊急通報受理機関、これは全国で約800弱ぐらいあるのですけれども、この接続を行うことを求める場合、番号の指定を受けることができるMVNO等が極めて限定的になるおそれがあると考えられます。加えて、IP網への移行に向けて、緊急通報受

理機関からのコールバックにおいて通報者との通話につながりやすくなる5つの機能に対応していくことにつきまして検討が必要とされているところ、MVNO等においても同様の取組が必要となると想定されます。

MVNO等による緊急通報の確保に関し、MNOと同様に自ら全国の緊急通報受理機関に接続を行うことが本来は望ましいと考えられるものの、これを義務的な条件とすることが、参入障壁となるおそれがあると委員等から指摘されております。

また、緊急通報の提供に関しまして、MNOによるものとの間で差が生じる場合に、利用者に影響が及ぶことも危惧され、このような点も踏まえながら制度設計を行う必要があることも併せて指摘を受けております。

加えて、諸外国の状況を見ますと、必ずしもMNOと同様の条件を課している状況にはございません。

これらの状況を勘案しますと、緊急通報の提供に関し、MNO等からの卸提供を受けることを許容することとしても特段の支障はないと考えられ、画一的にMNOと同様に自ら全国の緊急通報受理機関に接続するなどの対応を求めなくてもよいと考えられます。

以上を踏まえますと、MVNO等による緊急通報の提供につきましては、自ら全国の緊急通報受理機関に接続することも排除されませんが、提供エリアの全部または一部のエリアにおいて、ホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現も認めることが適当としております。

この場合において、ホストMNO/MVNO等間の協議を通じて、卸電気通信役務の提供の有無やその範囲など、緊急通報の実現の在り方について合意していくことが適当であり、その際、個々の形態や方法のほか、次の3点を踏まえて協議が行われることが適当としております。12ページをお開きいただければと思います。

まず、1点目が、利用者への確実な緊急通報の提供を必ず達成すべき事項として、両者が適切に協力すること。2点目が、MVNO等による緊急通報受理機関への接続に関する意向や対応可能性のほか、「つながりやすくなる5機能」などの緊急通報受理機関が求める事項の確保に関する実現性を十分考慮すること。3点目が、MNO設備に必要な改修等を踏まえた対応可能性を考慮すること、としております。

なお、MVNO等が自ら緊急通報を提供する場合におきましては、既に接続している電気通信事業者は協力的に対応することが適当である、としております。

また、緊急通報の確保に関する条件につきましては、番号を使用する全ての電気通信

事業者には現行の基準を引き続き適用することが適当であるところ、MVNO等による緊急通報の提供に関連する制度に関して、総務省において検討していくことが適当であると整理をさせていただいております。

(5)、番号ポータビリティの確保に関する条件でございます。番号ポータビリティの確保の条件につきましても、番号の「使用」の条件でございますことから、引き続き現行の条件を同様に適用することを基本として検討を行うことが適当であり、その実施方法として2パラに記載のとおり、MVNO等においても必要なデータベースの設置を行うことなどが示されておりますので、引き続き現行と同様の基準を適用することが適当と整理をしております。

4. 音声伝送携帯電話番号の指定単位です。4.1 現状・課題、現状、音声伝送携帯電話番号の指定に当たりましては、同番号を10万番号単位で指定しております。13ページです。

MVNO等に音声伝送携帯電話番号を指定する場合、一般にはMNOに比して利用者数が少ないことが想定されますので、10万番号単位よりも少ない単位で指定することが考えられるか、検討する必要があるとしております。

おめくりいただきまして、14ページです。

4.3 方向性（考え方）、現状、音声伝送携帯電話番号は10万番号単位で指定を行っており、これまで特段の支障は認められておりません。一般にMVNO等はMNOよりも利用者数が少なく、10万番号単位をそのまま適用しますと、この単位に満たない番号の使用となる事業者が出てくる可能性がございます。MVNO等に音声伝送携帯電話番号を指定する場合、有限希少な番号資源の適切な管理の観点から、1万番号単位での指定が適当としております。

他方、MNOからは、MVNO等と同様に、MNOに対しても1万番号単位での指定とする場合、登録する番号のレコード数の増加に伴う設備容量の見直しや一部設備の改修等の対応が必要となる可能性があることから、相当な影響が及ぶ可能性があるが、10万番号単位の指定が維持される場合には、その影響が限定的になる可能性があることが示されております。

以上を踏まえますと、MVNOに対しては1万番号単位で音声伝送携帯電話番号を指定する一方で、MNOに対しては、引き続き、10万番号単位で指定することが適当としております。

5.060番号の音声伝送携帯電話番号への開放時期でございます。

5.1 現状・課題、2パラ目からです。過去の情報通信審議会の答申におきまして、将来、060番号を音声伝送携帯電話番号として使用することを見据えて留保しておくこと等が提言されておりますので、今般の検討に際しまして060番号を開放する時期等について検討する必要があるとしております。

15ページをお開きいただければと思います。5.3方向性（考え方）、これも2パラ目からです。音声伝送携帯電話番号の指定数は、令和2年度末時点において、2億5,310万という状況でございます。今般の検討におきまして、MNO4社から令和6年度末までの需要見込みを関係者ヒアリングにおいて確認いたしました。現状の音声伝送携帯電話番号の指定の状況及び使用状況を踏まえつつ、上記の需要見込みを勘案しますと、近々、060番号を音声伝送携帯電話番号として位置づけ、制度を改正しなければならない状況にはないと考えております。このため、引き続き、需要の動向は注視していく必要がありますが、今後、総務省において、060番号の開放が適時適切に行えるよう、電気通信市場の環境変化も踏まえながら対応していくことが適当としております。

最後、6.その他でございます。6.1 現状・課題、MVNO等に音声伝送携帯電話番号の指定をすることとなる場合、これに付随する課題として以下の事項が挙げられ、検討する必要があるとしております。

1点目、データ伝送携帯電話番号、M2M等の番号でございますけれども、020番号です。この番号の指定の条件について、090等と同様に携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることが条件となっておりますが、この条件についても見直しが必要かという点。

もう一点が、音声伝送携帯電話番号の識別対象です。現在、携帯電話等に係る役務に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備、これを識別するとしておりますけれども、見直しの検討が必要かといったような論点でございます。

16ページをお開きいただければと思います。6.3方向性（考え方）、①データ伝送携帯電話番号の指定基準、データ伝送携帯電話番号、以下、このパートにおいて020番号と称させていただきます。の指定を受けるためには、携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることが条件となっておりますが、音声伝送携帯電話番号、以下、このパートでは090番号と称させていただきます。の指定の条件と異なり、ローカル5Gに係る基地局の免許等を受けている場合も、020番号の指定を受けることが可能となっ

ております。

これまで020番号の基地局の免許等に関する条件の緩和等について、具体的な意見・要望はございませんが、今般の検討において、090番号の指定を受けることを要望するMVNO等から、090番号の指定を受けたMVNO等が020番号の指定を受けようとする際、携帯電話に係る基地局の免許等の条件によって、020番号が受けられない状態は回避すべきとの意見がございます。携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることを指定の条件とする090番号と020番号について、いずれかの条件を見直す場合に、他の条件も見直すことが整合的と考えられます。

また、過去に020番号の指定の条件を検討した際、090番号の指定条件において、携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることを条件とすることや、同じように基地局を含む携帯電話のネットワークを有することを前提としていることを理由として、携帯電話に係る基地局の免許等を受けることを条件とした経緯がございます。

以上を勘案しますと、020番号の指定の条件に関し、携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることにつきましては、少なくとも090番号の指定を受けるMVNO等に対して適用しないこととする方向で、制度の見直しを検討することが適当であるとしております。

なお、携帯電話に係る基地局の免許等の条件に代わる条件として、3.4(1)に掲げた3つの条件、イ、ロ、ハとありましたけれども、これに相当する条件を設定することも考えられますが、今後、総務省において020番号の指定の条件に関する要望等を踏まえて検討していくことが適当であると承知しております。

②、音声伝送携帯電話番号の識別対象です。2パラからになりますけれども、MVNO等が音声伝送携帯電話番号の指定を受けることによって、端末系伝送路設備を有しない電気通信事業者が音声伝送役務を提供することになるため、同番号による識別の対象の考え方を改めて整理する必要があるとしております。

その下、2パラ目と3パラ目でございますが、かいつまんで言いますと、対応案として、まず1つは、現状維持も考えられるということ。2つ目が、MNOとMVNOとの間での識別対象を分けるといったことも考えられるし、3点目として、この際、「役務」を識別することに変更することも考えられるということでございます。

ということで、いずれにしましても、どのように規定することが電気通信番号計画の全体を見て整合的か、総務省において、見直しの必要性も含めて検討することが適当と

しております。

おめくりいただきまして、第3章でございます。固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方について、1. 基本的な考え方、1.1 固定電話番号を使用した電話転送役務に関する制度等ということで、(1) 背景でございます。

固定電話番号（0AB～J番号）につきましては、地理的識別性やサービス・通話品質の確保を通じて、社会的信頼性を得ながら、国民生活に広く浸透してきました。固定電話番号を使用した電話転送役務につきましては、自宅等でテレワークを実施する場合など、働き方改革の推進にも寄与するものでございます。

他方で、通話の相手に誤認を与えることもあり得るところ、地理的識別性や社会的信頼性の前提に綻びが生じるおそれもある状況が以前から指摘されております。

このような中で、平成30年の電気通信事業法の改正も契機としながら、情報通信審議会において、電話転送サービスの在り方に関して御審議をいただき、答申がまとめられ、フォローアップを行うこととされております。その後、令和元年5月に、新たな電気通信番号制度が開始されております。

現状、新制度開始から約2年半が経過する中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や社会全体のデジタル化の促進などを背景として、テレワークが一層普及し、電話転送役務の重要性も従来に増して高まっておりますので、電気通信番号制度について、改めて検討する必要性が生じております。

(2)、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の条件でございます。固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の条件につきましては、電気通信番号計画におきまして、電気通信番号の使用に関する条件として定められています。なお、電気通信番号計画の施行前から電話転送役務を提供する事業者につきましては、施行後3年間の経過措置として、19ページに参ります、最終利用者の本人確認を除き、適用を受けないことができることとされております。

図表2に提供の条件がございます。4点です。緊急通報の取扱い、本人確認及び拠点確認、拠点への設備設置確認、品質確認、この4点が条件になっております。

(3)、電話転送役務の主な提供形態ということで、固定電話番号を使用した電話転送役務を提供する場合は、原則として電気通信番号使用計画について、総務大臣の認定を受けなければなりません。令和2年度末現在で83者が認定を受けている状況でございます。

おめくりいたしまして、20ページ、上のほうにポンチ絵がございます。パターン2にありますように、青色で囲んだ番号区画内に活動の拠点がありまして、そこに端末系伝送路設備が設置されていることが基本でございますけれども、パターン4のように、同一の番号区画内にあるデータセンターに、これと同じようなことが確保されている場合には、運用上、こうしたパターンも許容してきている状況でございます。

21ページをお開きいただければと思います。ヒアリングを通じまして、固定電話番号を使用した電話転送役務は、番号指定事業者と番号非指定事業者によって、様々なサービスが提供されている現状を確認することができております。

また、近年、テレワークが普及してきているところ、電話転送役務はテレワークの一層の推進に不可欠なサービスとして、ビジネス利用を中心に重要性が高まっていくと考えられます。諸外国においても、この点は同様の状況が見られております。

他方で、固定電話番号を使用した電話転送役務につきましては、特殊詐欺や悪質商法等のツールとなっている実態があり、消費者の利益を阻害していることも指摘されております。働き方改革や社会のデジタル化の一層の推進も課題となる中で、多様なサービスの創出の芽を摘むことなく、また、その一方で、消費者の利益を阻害しないよう、両者のバランスを考慮しながら制度の在り方を検討することが重要としております。

1.3 不適正利用の実態です。(1) 特殊詐欺等の現状と対策。電話転送機能を悪用して、相手方に「03」等の固定電話番号を表示させたり、官公署を装った電話番号への架電を求めるはがきを送りつけたりする手法が増加しております。こうした状況を踏まえまして、令和元年6月に決定されました「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、総務省においては、警察庁とも連携しながら、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止や、指導監督の強化などに取り組んでおります。

22ページをお開きいただければと思います。「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺は、令和2年において、認知件数、被害額が依然高い水準にございます。総務省におきましても、関係省庁と連携して、これまでどおり取組を進めていく必要がございます。その他、各事業者や自治体等においても特殊詐欺による被害防止に資する取組を行っておりますし、また、メーカーからは防犯機能付きの電話機が販売されている状況です。

(2)、制度運用の適正化の必要性でございます。令和元年以降、電気通信番号制度の運用が図られてきたところでございますが、不適正利用を助長する可能性のある課題

として、以下の点が挙げられます。

主立ったところを紹介しますと、まず、1点目、電気通信番号使用計画の認定を受けずに固定電話番号を使用した電話転送役務を提供している者が存在する。

23ページ、上から1点目、不適正な事例に対する是正等の行政の対応が必ずしも十分とはいえない。

その下、経過措置によって、制度的な例外が一部で容認されていると考えられる。

1つ飛んで、その下、卸電気通信役務が提供されており、2次・3次卸も行われており、卸先事業者において制度への理解・対応が十分でない可能性があると考えられます。

1つ飛んで、その下、働き方の変化等によって、レンタルオフィス、バーチャルオフィスのニーズが増加し、このような環境下においても電話転送役務が利用されておりますが、関係者において制度への理解・対応が十分でない可能性がございます。

ここで、バーチャルオフィスとは、法人登記のための住所をバーチャルオフィスの運営者等から借りて、当該住所を「仮想のオフィス」とするものでございます。このようなバーチャルオフィスの運営者による電話転送サービスは、提供の実態が不透明なものになっております。

このような課題に対しまして業界団体からは、電気通信番号使用計画の認定を受けていないと見られる者が多数あり、これを放置することは電気通信番号制度におけるモラルハザードにつながることから、違反事業者に対する指導等を進めていくことが重要である旨が指摘されております。

これらを踏まえまして、電気通信番号の不適正利用を防止し、制度運用の適正化を図っていく必要があるとしております。

2. 電気通信番号の使用に関する条件等の在り方、今般の検討におきまして、一部条件の緩和を求める意見もございましたことから、条件ごとに見直しの適否などにつきまして検討を行っているところでございます。

まず、2.1 本人確認及び最終利用者の拠点確認でございます。(1) 現状・課題、電気通信番号の使用に関する条件として、地理的識別性の確保の観点から、本人特定事項や番号区画内における活動の拠点の有無を確認することを課してございます。

24ページ、特に、後者の拠点確認につきましては、最終利用者が勤務・居住するなどしている「活動の拠点」に固定端末系伝送路設備の一端が設置されることを原則としております。その一方、データセンター等への設備設置について、総務省の運用上は、

最終利用者が認知しているデータセンター等に固定電話の責任分界点が設定されていて、かつ、当該場所において端末設備を接続して転送によらない固定電話サービスを利用できる状態にある場合は、データセンター等において転送することを許容しておりますことから、「電話転送役務」の定義の見直しを含め、制度趣旨の明確化を図る必要があるとしております。

ここで、「電話転送役務」の定義でございますけれども、脚注の27に、利用者の端末設備に着信した通信を自動的に転送する、おおよそこういった定義になっていることを御留意いただければと思います。

25ページです。(3)、方向性(考え方)、固定電話は、国民生活や社会経済活動において重要な役割を担うことが期待されており、引き続き、地理的識別性及び社会的信頼性を確保していくことが重要としております。このため、引き続き、本人特定事項や番号区画内における活動の拠点の有無を確認するという条件を課していくべきである。また、「活動の拠点」に対して、固定端末系伝送路設備の一端が設置されることについては、引き続き原則とすべきである。他方で、固定端末系伝送路設備に関し、その一端の設置場所について、最終利用者の実際の居所とせずに、同一の番号区画内のデータセンターとしているパターンもございます。利用者の利便性の確保の観点からは、このような事例の許容につきましても、最終利用者の実際の居所及びデータセンターが同一の番号区画内に存在するという条件の下で、引き続き継続すべきである。この場合において、固定端末系伝送路設備の一端については、固定端末設備等を接続できるようにし、転送によらない固定電話を利用可能な状態にしておくべきである。

「発信転送」及び「着信転送」の定義につきましては、データセンター等における転送を許容するのであれば、「利用者」に所有権・利用権があると明記する必要はないなど、技術の進展による実態を踏まえて適切に見直すべきであるとしております。

次、2.2緊急通報です。(1)現状・課題、電気通信番号の使用に関する条件として、発信転送による緊急通報に際し、固定電話番号等を緊急通報受理機関に通知することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがある場合に、当該緊急通報を不可能とする措置等を講じることを課してございます。関係者ヒアリングにおいては、「単一の商用電話取次サービス」などの海外事例が紹介されており、こうした点も参考にしながら検討が行われております。

おめくりいただきまして、26ページ、(3)方向性(考え方)です。発信転送によ

る緊急通報に際し、固定電話番号等を緊急通報受理機関に通知することは、緊急通報の利用者の位置等について緊急通報受理機関に誤認を与えるおそれが大きいため、発信転送を行う場合は、固定電話番号等の送信による緊急通報の利用者の誤認が起らないように、引き続き、緊急通報を不可能とする措置を講じるべきである。

他方、コンタクトセンターなどの仕組みにつきましては、海外において有効な手段となっていることが関係事業者からも指摘されておりますが、このような仕組みを構築することにつきましては、緊急通報受理機関を含めた関係者間で慎重な議論を積み重ねる必要があると整理をしております。

2.3 品質確認です。現状・課題、電気通信番号の使用に関する条件として、050 IP電話の総合品質相当の品質を満たしていることの確認が行われていること、または、その確認が行われていない場合においては、確認が行われていない旨を通知するための措置等を講じることを課してございます。

品質確認がされていないことの通知につきましては、日本独自の制度であるとの指摘もありましたところ、通知の意義について改めて検討する必要があるとしております。

その下、(3)、方向性（考え方）、固定電話番号を使用した電話転送役務については、転送区間に固定電話網以外が含まれる場合は、それらと同等水準になり、特にインターネットを経由する転送については、通話品質が保証されないこととなります。

おめくりいただきまして、28ページです。通話の相手が電話転送役務の利用者であることを知らず、通常の固定電話への発信と区別できない者にとっては、音声品質について一定の期待もあると考えられます。実際には、インターネットを経由する音声伝送であっても050 IP電話相当の品質を満たすことは十分にあり得るとの指摘もあり、050 IP電話相当の品質が満たされていることを確認することにつきましては、引き続き原則とすべきである。

これに対して、品質が確認されていない場合におけるその旨の通知につきましては、疎通開始直後の会話が遮られるという不便も存在する。これは、一般にプププという音を現状出しておりますが、この緩和を求める意見がございました。しかし、通知音を一律不要とするのではなく、電話転送役務の提供者が品質確認を実施することで通知音を挿入しないこととするほうが制度の本来的な趣旨に合致しており、合理性もあると考えられます。よって、電話転送役務の提供者が品質を確認しないことを選択する場合には、引き続き、通知音を挿入するなどの手段を講じるべきと考えられると整理をしております。

す。

最後、3.不適正利用を踏まえた今後の制度運用の在り方、(1)現状・課題です。ここに記述した内容は、先ほど背景で申し上げた内容と重複しますので、説明は省略しますが、これらの課題を踏まえまして、今後、電気通信番号制度を運用していく上において、具体的にどのような取組・対応を行っていくことが、不適正利用の防止に資することになるか、検討する必要があるとしております。

おめくりいただきまして、31ページをお開きいただければと思います。(3)方向性(考え方)、①全般です。関係者ヒアリングにおいて、電気通信番号使用計画の認定を受けていない者が存在し、こうした者に対する検挙・指導を進めるべきとの意見がございました。総務省においては、制度運用の安定性・適切性を確保し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備していく観点から、こうした者に対する指導等の取組を一層充実させていくことが重要と考えられます。

このような取組を進めていく上で、その実効性を確保するため、日頃から行政、電気通信事業者等が情報共有を行い、問題事例が生じた場合の対応策をはじめ、諸課題の改善に向けて連携していく取組を進めていくことを目的として、関係者による連絡会のような組織を設置することが望ましいと考えられます。

また、電話転送役務に係る電気通信番号制度について、適切に周知・広報を行っていくことが重要と考えられます。このため、総務省において、電気通信番号制度の一層の周知・広報に努めるとともに、おめくりいただきまして、電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者名等を公表することなどについて、検討することが適当としております。

なお、経過措置につきましては、端的に申し上げて、役割を終えることになると認められることから、措置期間を終了し、廃止の方向とすることが適当としております。

そして、②、卸電気通信役務等の提供におけるルール化、関係者ヒアリングにおいても、不適正利用の1つの実態を明らかにしたものとして、二次、三次の再販事業者から番号を入手との報道もされております。このため、固定電話役務等の卸電気通信役務の提供を行う際に、電気通信事業者間において、不適正利用の防止に資する対応を検討していくことが重要と考えられます。この点、再販契約書において、卸先事業者に対し、関係法令に基づく必要な対応を遵守することや、さらなる再販売する場合に、事前に卸元事業者へ承諾を得ることを定めている事例もありますので、こうした卸電気通信役務

の提供における卸元事業者に求められる事項について、ルール化を検討していくことが適当としております。

また、固定電話回線を利用者約款により契約して、当該固定電話回線により電話転送役務を提供したり、再販売することも可能でございます。こうした利用者約款により契約が行われる場合、これは一定の場合に限られると思いますが、こうした場合にも、卸提供が行われる場合と同様のルール化を検討していくことが適当としております。

③、バーチャルオフィスへの対応でございます。バーチャルオフィスの運営者による電話転送役務の提供例を見ますと、最終利用者の活動の拠点の場所の如何にかかわらず、電話転送役務を提供しているものも見られます。

この点、現行の電話転送役務に係る電気通信番号の使用に関する条件に照らせば、当該条件を満たしていない状態が生じていると考えられます。バーチャルオフィスの運営者が最終利用者に電話転送役務を提供することは、通常、電気通信事業に該当するものと考えられ、すなわち、バーチャルオフィスの運営者は、電気通信番号制度においても、電気通信番号の使用に関する条件に従い、電気通信役務を提供することが求められます。総務省ではバーチャルオフィスについて、これまで電気通信番号制度上の適用関係を必ずしも明確に示してこなかった経緯がございます。このため、総務省において、電気通信番号使用計画の認定の申請に関する手引きを改正することなどによって、バーチャルオフィス等の運営者・最終利用者に対する電気通信番号の使用に関する条件の適用関係について、分かりやすく整理の上、公表すべきである。加えて、既に提供されているバーチャルオフィス等の運営者による固定電話番号を使用した電話転送役務に関し、電気通信番号の使用に関する条件を満たさない最終利用者が存在する場合、当該最終利用者において適正な電気通信番号の利用となるよう、関係事業者とも連携しつつ、制度の厳格な運用を図るべきであるとしております。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○森川部会長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方から、ただいまの御説明につきまして、何か御意見、あるいは御質問等がございましたら、お知らせいただければと思います。チャット機能でお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷委員　熊谷でございます。5月に本件が諮問された際に、MVNOのサービス設

計の自由度を高め、モバイル市場の競争を促進する観点から、音声電話番号のMVNOへの直接指定については前向きに検討すべきだということを申し上げました。音声電話番号の指定については、緊急通報の確保が大きなハードルになります。制度は整備されましたが、実際にはどのMVNOも利用できないということになっては、あまり意味がありません。この点、今回の報告書（案）では、必ずしも全てのMVNOが大手携帯事業者と同じように自ら全国の緊急通報受理機関に接続する必要はないと整理されており、評価できます。

総務省においては、音声電話番号の直接指定を受けるMVNOが実際に出てくるように、状況を注視し、必要に応じてさらなる措置を検討していただきたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○森川部会長 熊谷委員、ありがとうございました。

ほかの委員の皆様方から、何か御意見、あるいは御質問等がございますか。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 石井です。お時間いただきまして、ありがとうございます。転送電話を使った不正利用のところですが、バーチャルオフィスの利用とセットで使われてしまうと、誰が使っているか実態も確認できないですし、犯罪に使われやすい環境がより整うということなのでしょうか。卸で提供していくときに、特に二次、三次と経由してしまうと、卸元の承諾が必要といっても、コントロールが及ばなくなってくるということもあろうかと思えます。例えば犯罪行為に使われていそうであること、外形的に把握することができ、推測することができるのかどうか、また、疑わしいような使われ方をしているときに、警告を発したり、利用を停止させたり、何かしらの事後的な、利用状況を確認し、対策を取るようなことはできるのかどうか。事業者さんの中には、卸が二次、三次に行くときに、卸元の承諾を得た上で、再販先に対しても同様の義務を課すというようなところもあるとのことですが、必ずしも全ての事業者さんがそういうわけでもないでしょうし、卸した先のコントロールが何かしらできないのか、できる可能性があるのかということについて、お聞きできればと思います。

○森川部会長 ありがとうございます。

こちら、相田先生、あるいは事務局からお願いできますか。

○相田専門委員 現状でどういうふうになっている、制度化されているのは犯罪等に使

われた個々の電話番号について、使用を停止する、あるいは同じ、本当のエンドユーザーに対しての次回の契約を拒否するというようなことは制度化されているのですけれども、そういうふうに使われた事業者そのものに対して何か対応するという事は、今のところ制度化されていないのですけれども、まず、一番の問題は、先ほどありましたバーチャルオフィスのあれですとか、それから数次卸の事業者が、自分たちも電話転送役務の立派な電気通信事業者であって、電話番号計画を届け出なければいけないということ認識していらっしやらないのではないかとということで、まずは、そこはきっちり周知して、電話転送役務事業者としての責務を負っているんだということ認識していただきたいというのが一番です。それに加えて、結局、何でもかような固定電話番号を利用した電話転送役務が悪用されているかということ、03番号をはじめとするものが相手に表示される、あるいはそれで電話が通じるということですので、特に前者のほうですね、場合によっては、発信番号をブロックしますよ、非表示にしますよというようなことを卸元のほうの事業者に認めると、この事業者はどれも適切に運用していないんだということが認識されたら、その事業者全体について、発信者番号をブロックするということを考えてもいいのではないかとということで、これはまだ、今回の報告書の枠外ということで、今後検討いただく範囲ではございますけれども、そういうような権限というと、ちょっと大げさかもしれませんが、卸元にも認めるということを考えていってはどうかということが、委員会の中では議論されてございます。

何か事務局から補足いただければ、お願いしたいと思います。

○鈴木番号企画室長　鈴木でございます。相田先生、ありがとうございます。

そうですね、その意味で、まさに今、先生おっしゃった卸電気通信役務の提供のルール化ですね。これを、いかに番号制度においてしっかりやっていくか、これが課題だと思っておりますし、その意味で、これは行政だけでできるかどうかもありますので、行政と電気通信事業者の連絡会、こういったものを設置することにしておりますので、そういった中でも具体的な対応方法を検討しながら、しっかりやっていければと思っておりますのでございます。

私からは以上です。

○石井委員　大変クリアに説明していただいてありがとうございました。

○森川部会長　ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方から、何か御意見、あるいは御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

○鈴木番号企画室長 すみません、事務局、鈴木から1点ございます。

○森川部会長 どうぞ、お願いいたします。

○鈴木番号企画室長 本日、説明の都合上、アンダーライン引きましたけれども、これにつきましては、パブリックコメントする際には外した形で、パブリックコメントを取りたいと思っておりますし、あと、目次のところで、第1章、はじめにとありながら、第4章、「終わりに」がございませんでした。これは、またこれからパブリックコメントを取る中で、多様な意見を聞いた上で、最後、「終わりに」を作成したいと思っておりますので、この点、御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○森川部会長 ありがとうございます。

ほかの先生方から、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問等がないようでしたら、定足数も満たしているとのことですので、ただいま非常に御丁寧に御説明いただきましたが、ただいまの御説明を了承し、資料59-1-1、電気通信番号政策委員会からの報告書を当部会の答申（案）とし、答申（案）について、広く国民から意見を募集することとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。御異議がある場合は、チャット機能等でお知らせください。

（「異議なし」の声あり）

○森川部会長 それでは、答申（案）につきまして意見募集することとし、意見募集の期間や手続などについては、事務局に一任させていただくこととさせていただきます。

ありがとうございました。ただいまの案件、大筋この方向で進めるということでございましたが、これからもいろいろと状況に応じて、また細かいところも、総務省の皆様方には御検討いただきながら、しっかりとウォッチしていただくことも必要だと思っておりますので、ぜひ、引き続き、よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

○相田専門委員 ありがとうございました。

閉 会

○森川部会長 以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございます

か。事務局から何かございますか。

○成田総合通信管理室長 特段ございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上で終了といたします。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局から御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。